第五百三十九条の見出し及び同条第一項中「海外漁業協力室」を「捕鯨室及び海外漁業協力室」に改め、同条中第七項を第九項とし、第二項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　捕鯨室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　捕鯨業及び海獣猟業に関する国際協定に関すること。

二　捕鯨業及び海獣猟業の指導及び監督に関すること。

3　捕鯨室に、室長を置く。

第五百四十九条第一項中「九州漁業調整事務所に、」を「境港漁業調整事務所に次長一人を、九州漁業調整事務所に」に改める。

第五百六十三条中「十一人」を「十二人」に改める。

附則第六項の前の見出し及び同項を削り、附則第七項を附則第六項とし、同項の前に見出しとして「（原子力災害対策専門官等の設置期間の特例）」を付し、附則第八項を附則第七項とし、附則第九項中「福島復旧復興対策官」の下に「、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち一人及び第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人」を加え、同項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とする。

別表第一名古屋植物防疫所伏木富山支所敦賀出張所の項、神戸植物防疫所姫路出張所の項、神戸植物防疫所大阪支所舞鶴出張所の項、神戸植物防疫所大阪支所和歌山出張所の項、神戸植物防疫所広島支所岩国出張所の項及び門司植物防疫所鹿児島支所鹿児島空港出張所の項を削る。

別表第二動物検疫所清水出張所の項中「清水出張所」を「静岡出張所」に、「静岡市」を「牧之原市」に改める。

別表第四北海道の項管轄区域の欄中「天塩郡豊富町」を「天塩郡（豊富町及び幌延町に限る。）」に、「（豊富町）」を「（豊富町及び幌延町）」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

## ○農林水産省令第二十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一六、二八〇人」を「一五、九七一人」に改め、同表林野庁の項中「四、八三九人」を「四、八〇七人」に改め、同表水産庁の項中「八八一人」を「八八三人」に改め、同表合計の項中「二二、〇〇〇人」を「二二、六六一人」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

## ○経済産業省令第五十八号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十八年政令第百六十八号）の施行に伴い、及び関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三条の三第二項の規定に基づき、エチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したものの証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄

エチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したものの証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

エチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したものの証明書の発給に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令

第一条を次のように改める。

（証明書の交付申請）

**第一条**　関税暫定措置法施行令第三条の三第一項の証明書の交付を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したものを輸入しようとする場合　次に掲げる書類

イ　別記様式第一号による証明書交付申請書

ロ　当該証明書に係るエチルアルコール（エタノール）がバイオマスから製造したものであることを証する書面

二　エチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものを輸入しようとする場合　次に掲げる書類

イ　別記様式第二号による証明書交付申請書

ロ　当該証明書に係るエチルーターシャリーブチルエーテルがバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものであることを証する書面

別記様式中「別記様式（第一条関係）」を「別記様式第二号（第一条第二号イ関係）」に、「エチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したものの証明書交付申請書」を「エチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書交付申請書」に、「第六条の二第一項」を「第三条の三第一項」に、「エチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したものの証明書の発給に関する省令第一条」を「エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令第一条第二号イ」に、「エタノールを原料として製造したものである」を「エチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものである」に改め、同様式を別記様式第二号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

**別記様式第一号**（第一条第一号イ関係）

エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したものの証明書交付申請書

経済産業大臣　殿

申請者　氏名又は名称及び代表者氏名　　年　月　日

住所　　印

下記のエチルアルコール（エタノール）は、バイオマスから製造したものであるため、関税暫定措置法施行令第三条の三第一項の証明書の交付を受けたく、エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令第一条第一号イの規定に基づき申請します。

記

製造業者名

製造業者の住所